

公益社団法人北沢法人会 会費規程

(目 的)

第 1 条 この規程は、公益社団法人北沢法人会(以下「本会」という。)定款第7条の規定に基づき、会費の収納に関し必要な事項を定めるものとする。

(種類及び金額)

第 2 条 会費の年額(月額会費掛ける12か月)は、会員種別に応じて下記各号のとおりとする。

(1)正会員は、資本金により次のとおりとする。

資本金 1,000万円未満	年額会費 12,000円
資本金 1,000万円以上 3,000万円未満	年額会費 24,000円
資本金 3,000万円以上	年額会費 36,000円

(2)特別会員は、一律年額会費12,000円とする。

(会費の使途)

第 3 条 前条の会費は、毎事業年度における合計額の20%以上を当該年度の公益目的事業に使用する。

(会費の納入方法)

第 4 条 会員は、毎事業年度、その事業年度分の会費を本会所定の方法により納付しなければならない。

(1)口座振替

i) 年1回支払い

毎年4月15日(休日の場合は翌営業日)に、届出の金融機関の口座より口座振替により納付する。

ii) 年2回払い

毎年4月15日と10月15日(休日の場合は翌営業日)に、年会費の50%ずつを届出の金融機関の口座より口座振替により納付する。

(2)振込納付

i) 年1回支払い

毎年4月に、会員宛に送付する振込依頼書により、依頼書日付の翌月応当日前までに金融機関からの振込みにより納付する。

ii) 年2回払い

毎年4月と10月に、会員宛に送付する振込依頼書により、依頼書日付の翌月応当日前までに金融機関からの振込みにより納付する。

(3)持参

事務局へ直接持参し納付する。

(4)年4回支払いは口座振替、振込納付にかかわらず、既存会員のみ適用とし、当規約改定後の入会または支払方法変更は、年1回または年2回いずれかの方法により納付するものとする。

2 新規会員は、入会時に納入するものとする。会費は、入会日翌月から年度末までの月数とし、振込依頼書日付の翌月応当日までに納付するものとする。

3 会費の納入方法は、原則として会員が指定する金融機関の口座から自動引落としにより納入する。ただし、自動引落としを希望しない場合は、振込によることができる。

(会費の滞納)

第 5 条 会費を2年以上滞納した場合、1ヵ月前の文書による催告をし、指定日までに納付されないときには、会員資格を喪失する。

第 6 条 この規程を改廃するときは、総会の承認を得なければならない。

附 則

平成23年5月23日 総会において決定。

1 この規程の施行に関し、必要な事項は別に定める。

2 この規程は、公益認定を受け移行の登記をした日から施行する。

平成26年6月10日 総会にて一部改定。

この規程は26年6月10日から施行する。